

公益財団法人 立石科学技術振興財団 2027年度 研究助成(B) 募集要項

公益財団法人 立石科学技術振興財団が公募する研究助成(B)の募集要項は以下のとおりです。応募にあたっては、本内容をご理解いただき、申請をお願いします。

1. 助成対象

エレクトロニクスおよび情報工学の分野で、人間と機械の調和を促進する研究活動に助成します。人間重視の視点に立った科学技術の健全な発展に寄与したい、という当財団の願いを実現していただきたく、科学技術を人間にとって最適なものとするための基礎研究活動も歓迎します。

2. 助成金額・助成期間・助成件数

- (1) 助成金額 上限 600 万円 ※間接経費(管理費)を含む
- (2) 助成期間 2027年4月1日～2029年3月31日
- (3) 助成件数 2件程度

3. 応募資格・助成条件

- (1) 助成期間中、日本国内の大学、高等専門学校、研究機関に所属していること。ただし学生、大学院生は対象外とします。
- (2) 助成期間中、当財団の他の助成を受けないこと。また同一年度に当財団へ応募できる申請は1件とします。
- (3) 同一の内容で、他の公的機関や財団から助成金や補助金を受けないこと。

4. 募集期間

2026年9月1日(火)～2026年10月16日(金) 17:30 (日本時間)

5. 応募手続

当財団の助成サポートシステムから申請してください。

応募締切り、および申請書類の規定ページ数は厳守ください。

<https://tateisi-f.yoshida-p.net/>

6. 選考方法および選考結果の通知

- (1) 当財団の選考委員会にて申請書類による選考を行います。
- (2) 必要により追加資料の提出や、問い合わせをすることがあります。
- (3) 選考結果は2027年2月下旬に連絡します。
- (4) 採択が決まった研究課題と申請者(受領者)は当財団ウェブサイトで公開します。
- (5) 選考の経過や内容については一切公表いたしません。

7. 助成金の交付および管理

- (1) 助成金は日本国内の所属機関の事務部門で経費管理されることを必須とします。
- (2) 採択決定後、助成金交付に先立って「誓約書」を提出いただきます。応募時には不要です。
- (3) 助成金の交付時期は2027年5月頃を予定しています。
- (4) 助成開始1年後に中間成果報告と中間収支報告を提出いただきます。
- (5) 必要に応じて、経理に関する詳しい報告の請求や監査をすることがあります。
- (6) 所属機関の経理責任者が承認した収支証明書(予算差引簿等)および助成金収支報告書を助成終了時に提出いただきます。

(7) 助成金の余剰が生じた時には、助成終了時に余剰額を返還していただきます。

8. 助成金の使途

助成金の使途は次のとおりとします。

- (1) 設備備品費：計測器、高性能 PC など資産管理の対象となる装置、備品の購入。※所属機関の規程に沿う
- (2) 材料費：試作や実験に必要な部品・材料・消耗品の購入、業務委託、研究委託の費用。
- (3) 人件費：研究補助の派遣費用、学生のアルバイト代、謝金など。※申請者本人の人件費は認めません。
- (4) 調査研究費：学会等(発表・聴講含む)への参加費・交通費・宿泊費など。
- (5) 間接経費(管理費)：所属機関の規程に沿って申請ください。

9. 助成終了

- (1) 助成期間終了後2か月以内に研究成果および収支実績について財団指定の報告書を提出いただきます。
- (2) 上記成果報告の内容は、助成研究成果集あるいはその他の方法をもって当財団が公表できるものとします。
- (3) 助成期間終了後に開催される当財団の研究助成 成果発表会にて研究成果の発表をお願いしています。
- (4) 助成期間を延長したい場合は書面による事前申請と当財団の承認が必要となります。

10. 助成の取消および助成金の返還

次のいずれかに該当するときは助成を取消し、助成金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金の不正利用等悪質な行為が発覚した場合
- (2) 虚偽の申請または報告をした場合
- (3) 必要な書類が提出されなかった場合
- (4) 対象となる研究活動等が中止になった場合
- (5) 受領者が応募資格を満たさなくなった場合
- (6) その他、本募集要項に照らしてふさわしくないものと、当財団が認めた場合

11. その他

- (1) 助成を受けた研究成果を外部発表する場合は、当財団より助成を受けたことを明記してください。
- (2) 助成期間中に進捗確認のための中間ヒヤリングを実施することがあります。
- (3) 助成研究で生じた特許等の知的財産権については受領者もしくは受領者の所属機関に帰属するものとし、当財団が権利を主張することはありません。

12. 問合せ先

公募内容や応募方法についての不明点は、当財団事務局までお問合せください。

E-mail info@tateisi-f.org

TEL 075-365-4771

—以上—